

断熱材・耐火被覆材 RCF の取扱について

RCF にアスベストは含有されていませんが解体や除去には、アスベスト除去同様の作業員の汚染防止保護具と環境対策が必要です！

RCF(リフアクトリーセラミックファイバー)とは

断熱セラミックファイバーの一種でアルミナとシリカを混合したもので材料繊維が細かく健康障害の可能性がある。建築の梁、柱等の耐火被覆、煙導などのパッキン、空調ダクトの耐火被覆、炉の断熱等幅広く採用されている。



(リフアクトリーセラミックファイバー)

RCF の使用箇所

炉の断熱、煙導、建築梁や柱の耐火被覆に使われています。空調衛生工事では、

- ・駐車場、廊下の排煙ダクト
- ・ホール、劇場等脇の設備スペース
- ・商業施設の改修に伴い耐火仕様の排煙ダクト
- ・厨房排気ダクト耐火被覆
- 等

RCF を解体・除去する場合の特化則規定 (特化則の改正により撤去する場合対応が必要です)

- 1: 特定化学物質作業主任者の選任(特化則第27条)。作業員への作業方法、保護具の使用状況の確認指導。
- 2: RCF の危険性の掲示。除去時に作業員が見やすい場所に掲示する。
- 3: RCF の飛散抑制措置。飛散を抑制するために除去箇所の隔離養生を行う。
- 4: 呼吸保護具、保護衣の着用。作業員は電動ファン付き呼吸保護具を着用しなくてはならない。繊維を外部に持ち出さないように保護衣を着用する。
- 5: 清掃の実施。粉塵の堆積は二次発塵となり、外部への飛散防止のため HEPA 掃除機で清掃する。
- 6: 廃材処理は0.15mm以上のプラスチック袋に入れて、安定型処分場にて処理する。

RCF 解体・除去作業に必要なこと

特化則作業主任者の選任

従事者の作業方法の指揮、保護具使用を監視

危険性の表示

RCF の危険有害性の掲示

飛散抑制措置養生

作業区画のポリシートなどで養生

保護具、保護服の着用

電動ファン付き呼吸保護具と保護服を着用

飛散抑制措置

湿潤、HEPA 掃除機設置、除塵装置など

除去、袋詰

廃棄物はプラスチック袋(0.15mm)に詰める

廃棄処分

安定型処分場などで適正な処理をする



呼吸保護具



保護服



HEPA 掃除機

ニッシン・ジャパンはアスベスト処理を 30 年以上経験しており、特化則主任者が対応しています。RCF 除去や、空調更新、解体時のダクトフランジのパッキンや配管保温材に使用されているアスベスト処理等もご相談下さい。

お問合せは **ニッシン・ジャパン株式会社**

東京都大田区池上4-3-11

TEL 03-3754-7622

FAX 03-3754-7623

Mail : steri@nissin-jpn.com H P : //www.nissin-jpn.com

担当 : 柴田